

議案第68号

小松島市議会議員及び小松島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市議会議員及び小松島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成20年小松島市条例第8号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年9月2日提出

小松島市長 中山俊雄

小松島市議会議員及び小松島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

小松島市議会議員及び小松島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成20年小松島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の小松島市議会議員及び小松島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。